

2016 春闘妥結！！

本日、2016 春闘交渉を行い会社は回答を提示した。組合側から、我々の要求と乖離があるが今次春闘の JR 他社、トヨタ他民間他会社の春闘回答から見て決して見劣りするものではなく、当社の先行きを見れば一定の評価は出来る。しかし、集中回答日から大きくずれ込み JR 本体が賃上げ回答しないことにより、現場を支え、安全を共に担っているグループ会社が賃金改善に踏み込まず本当の安全が守られるのかと疑問を呈し、回答が世間から大きく遅れた理由を明らかにして欲しいと要請した。会社は人事賃金制度、2年連続で賃金改善したことなどにより将来の経営に与える影響を慎重に検討していたからであるとした。組合は最大労組との交渉経過を想定した中でたいへんなせめぎあいがあったことと思うが、世間は JR 東日本を注視している。今後の労務政策を案じる中で世間並みの回答時期があったのではないかと苦言を投げかけた。夏季手当については昨年月数（2.87 ヶ月）より月数は少ないもののプラス 2 万円としたことで若い社員に厚くしたことを評価した。また、回答の中で扶養手当について、我々の主張したとおり、子育て支援の観点から改善を図る必要性について会社としても認識しているとした上で今後も議論するとした。また口頭ではあるが第二基本給の廃止については慎重に考えていると明らかにした。組合は一旦持ち帰り中央執行委員持ち回り協議をし、これ以上の改善は望めないとし賃金改善、夏季手当について 15:00 妥結した。

1.新賃金・・・平成 28 年 6 月 24 日（金）以降、準備出来次第清算。

（1）平成 28 年 4 月 1 日現在、満 55 歳未満の社員

①定期昇給を実施。昇給係数は 4 とする。

②賃金改善を実施。社員の基本給に対し所定昇給額の 10 分に 1 の額及び 500 円を加える。

（2）平成 28 年 4 月 1 日現在、満 55 歳以上の社員

賃金改善を実施。平成 28 年 4 月 1 日現在に基本給額に対し在級する等級により前号に準じて計算した額に賃金規程附則第 3 項を適用した額を加える。

2.夏季手当・・・平成 28 年 6 月 30 日（木）以降、準備出来次第支給。

（1）基準額

基準内賃金 2.85 ヶ月分に 2 万円を加えた額とする。